

関東信越税理士会 熊谷支部 3月例会次第

日時 令和4年3月24日(木)
午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|------------------|---|-------------|
| (1) 2月 8日(火) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 2月 8日(火) | 確定申告研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 2月 8・9日 | 曾根邦夫会員ご令室様通夜・告別式 | 於 | ソライエ熊谷久保島式場 |
| (4) 3月 11・12日 | 田代充雄会員通夜・告別式 | 於 | メモリアル彩雲第1式場 |
| (5) 3月 20日(日) | 濱野高志会員ご尊父様告別式 | 於 | ルミエール椿 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 研修会

日時 3月24日(木)午後2時00分～3時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 DVD 研修

「令和3年度 全国統一研修会 貸倒損失、資産の評価損、繰越決損金等の実務」より抜粋

(2) 第2回理事会

日時 3月24日(木)研修会終了後
場所 ホテルガーデンパレス

(3) 例会・署との協議会

日時 3月24日(木)午後4時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス

(4) 正副支部長・地域長会議

日時 4月 1日(金)午後2時30分～3時30分
場所 熊谷市立商工会館 2階

(5) 熊谷税務署との協議会

日時 4月 1日(金)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(6) 監事監査

日時 5月11日(水)午後2時00分～
場所 支部事務局

(7) 予算編成会議

日時 5月11日(水)午後3時00分～
場所 日本政策金融公庫会議室

(8) 第1回理事会

日時 5月16日(月)午後1時30分～3時00分
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部 会員数167名

6. 次回例会予定

日時 4月6日(水)午前9時30分～ 署との協議会・例会

場所 ホテルガーデンパレス

バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 4月6日(水)午前10時45分～12時15分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 『法人の解散・清算の税務』

講師 川越支部 樋之口 猛先生

単位 1.5単位

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zeい パスワード szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和4年3月現在)

5月例会	5月11日(水)	午前 9時30分～
6月例会	6月17日(金)	午後 1時20分～
		午後 3時30分～(定期総会)
8月例会	8月10日(水)	午後 2時00分～
9月例会	9月 7日(水)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(金)	午前 9時30分～
11月例会	11月 8日(火)	午前10時30分～
12月例会	12月12日(月)	午後 2時00分～
1月例会	1月12日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 7日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月24日(金)	午後 2時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

令和4年3月24日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野 敦夫
副支部長 中村 武司
地域長 福島 泰彦
研修部長 森戸 裕

税理士会36時間規定研修

令和4年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 春らしい陽ざしを感じる今日このごろですが、会員の先生方におかれましては
いかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じま
すが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和4年4月6日(水) 午前10時45分～12時15分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『法人の解散・清算の税務』
講師 川越支部 樋之口 猛先生
対象 税理士会会員
単位 1.5単位
※研修資料は、3月末に支部ホームページに掲載いたします。
各自ダウンロードして、お持ちください。

4月1日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和4年4月6日の支部研修会出席者は

会員 _____

会員 _____

会員 _____

会員 _____

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
4. 4. 14 (木)	高岡 洋	
4. 4. 18 (月)	武田匡哉	
4. 4. 21 (木)	土屋政信	
4. 4. 25 (月)	中澤仁之	
4. 4. 28 (木)	増田亮吉	
4. 5. 9 (月)	西尾裕之	
4. 5. 12 (木)	萩原美明	
4. 5. 16 (月)	濱野高志	
4. 5. 19 (木)	福島繁夫	
4. 5. 23 (月)	横村啓訓	
4. 5. 26 (木)	新井弘貴	
4. 5. 30 (月)	小林賢一郎	
4. 6. 2 (木)	山本文子	
4. 6. 6 (月)	吉田 厚	
4. 6. 9 (木)	吉橋理沙	
4. 6. 13 (月)	岡本祐一	
4. 6. 16 (木)	曾根和也	
4. 6. 20 (月)	橋本直樹	
4. 6. 23 (木)	吉留良平	
4. 6. 27 (月)	渡辺 保	
4. 6. 30 (木)	渡辺雅江	
4. 7. 4 (月)	天笠裕司	
4. 7. 7 (木)	櫻澤 敦	
4. 7. 11 (月)	清水茂昭	
4. 7. 14 (木)	高橋勤二	
4. 7. 21 (木)	根岸太郎	

*コロナのため、当面は電話相談になっています

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください
(相談があった場合は電話にてご連絡します)

会員の皆さんへ

◆限定出版につき申込み期日を厳守！
(予約申込期日令和4年6月15日(水)迄)

関東信越国税局管内

令和
4年分

財産評価基準書

路 線 価 図

財産評価基準書

評 価 倍 率 表

財産評価基準書（路線価図及び評価倍率表）の令和4年分を、関東信越国税局管内を39分冊に区分し、前年同様予約発売することになりました。その主な内容は下記のとおりです。

- 路線価図の前面に公示価格及び基準価格の一覧表がついています。
- 各税務署別路線価図の冒頭に町丁名索引表がついています。
- 地区区分、借地権割合及び公示番号が表示されています。
- 各分冊の表紙に税務署名及び収録されている市・町・村名が表示されています。
- 会員の販売価格は定価の一割引です。
- 納本は8月を予定し、申込者へ直接送付となります。
- 発行所は大蔵財務協会です。

申 込 方 法

- ★裏面申込み書にご記入のうえ所属地域(支部)へご提出下さい。
- ★申込み期限後の追加注文及び変更はおことわりします。

発売元 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地 TEL (048) 650-0333

発行所 一般財団法人 大蔵財務協会

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1-14-1(財協ビル) ☎(03)3829-4141(代) FAX (03)3829-4001

申 込 書

〈令和4年分〉

〔路線価図
評価倍率表〕

	NO.	分 冊 区 分	定価(税込)	申込 冊数		NO.	分 冊 区 分	定価(税込)	申込 冊数
路線価図	1	茨城県(水戸・潮来)	11,600円		路線価図 評価倍率表	21	埼玉県(上尾)	9,600円	
	2	茨城県(日立・太田)	13,800円			22	埼玉県(越谷)	9,400円	
	3	茨城県(土浦)	12,700円			23	埼玉県(朝霞)	7,800円	
	4	茨城県(古河・下館)	9,700円			24	新潟県(新潟)	13,300円	
	5	茨城県(竜ヶ崎)	10,600円			25	新潟県(長岡)	8,600円	
	6	栃木県(宇都宮)	10,100円			26	新潟県(三条・巻)	8,600円	
	7	栃木県(足利・佐野)	9,800円			27	新潟県(柏崎・小千谷・十日町・糸魚川・高田)	12,700円	
	8	栃木県(栃木)	9,800円			28	新潟県(新発田・新津・村上・佐渡)	10,100円	
	9	栃木県(鹿沼・真岡・大田原・氏家)	12,400円			29	長野県(長野・信濃中野)	11,400円	
	10	群馬県(前橋・桐生・伊勢崎)	9,800円			30	長野県(松本・大町)	9,500円	
	11	群馬県(高崎)	10,600円			31	長野県(上田・佐久)	9,800円	
	12	群馬県(沼田・藤岡・富岡・中之条)	6,900円			32	長野県(飯田・諏訪・木曾・伊那)	12,800円	
	13	群馬県(館林)	10,800円			33	茨城県全域	5,600円	
	14	埼玉県(川越)	11,800円			34	栃木県全域	4,400円	
	15	埼玉県(熊谷・行田)	10,900円			35	群馬県全域	4,400円	
	16	埼玉県(川口・西川口)	11,300円			36	埼玉県(川越・川口・西川口・浦和・大宮・所沢・春日部・上尾・越谷・朝霞)	5,200円	
	17	埼玉県(浦和・大宮)	12,000円			37	埼玉県(熊谷・行田・秩父・本庄・東松山)	5,000円	
	18	埼玉県(秩父・本庄・東松山)	8,400円			38	新潟県全域	5,500円	
	19	埼玉県(所沢)	10,600円			39	長野県全域	4,700円	
	20	埼玉県(春日部)	11,900円			〈合 計〉 合計金額×0.9 =			

※会員(税理士)斡旋価格〔定価(税込)×0.9〕

登録番号

所属地域(支部)

事務所 〒 _____
所在地 _____

班名 _____

氏名

電話番号

常時5人以上の従業員（勤務税理士を含む）を 使用している個人税理士事務所様へ

関東信越税理士国民健康保険組合からの重要なお知らせ

令和4年10月1日から国民年金法等改正により、常時5人以上の従業員※（勤務税理士を含む）を使用している個人税理士事務所においては、「協会けんぽ」および「厚生年金」が強制適用となります。

※個人事業主及び家族従業員、所定労働時間が正社員の4分の3未満の労働時間で一定の条件を満たした方は適用が除外となります。

現在、当組合に加入をさせていただいている常時5人以上の従業員（勤務税理士を含む）を使用している個人税理士事務所におかれましては、次の手続きが必要となります。

1、「健康保険適用除外承認申請書」

組合にて加入証明後、所轄の年金事務所へ提出

2、「厚生年金資格取得届」

所轄の年金事務所へ提出



年金機構
ホームページ

3、「新規適用届」

所轄の年金事務所へ提出



年金機構
ホームページ

市町村国保にご加入の事務所におかれましては、組合加入をご検討いただくようお願い申し上げます。「協会けんぽ」に一度ご加入をすると、資格喪失が来ませんので、ご注意ください。

※既に任意適用事業所として適用を受けている常時5人以上の従業員（勤務税理士を含む）を使用している個人税理士事務所におかれては手続き不要となります。（令和3年10月1日現在）

重要

年金事務所での受付は施行期日の令和4年10月1日からとなります。「新規適用届」、「資格取得届」、「健康保険適用除外承認申請書」は施行日から5日以内の手続きが必要となります。

また、理由も無く年金事務所での手続きをしない、又は遅延となりますと組合に加入継続が認められず、「協会けんぽ」へ強制加入となりますので、ご注意ください。

事業主の先生におかれましては、内容をご理解のうえ、手続きを進めていただくようお願い申し上げます。ご不明な点は組合まで、お問い合わせ下さい。

関東信越税理士国民健康保険組合 事務局
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030
HP:www.ka-z-kokuho.or.jp
Mail:info@ka-z-kokuho.or.jp

フローチャートでご確認下さい。

個人の税理士事務所ですか？

いいえ

現在、法人事業所として「協会けんぽ」又は「税理士国保」に加入【変更ございません】
※これから税理士法人設立予定の際はご相談下さい。

はい

常時5人以上の従業員（勤務税理士を含む）
を雇用していますか？
（家族専従者等、適用除外となる方を除く。）

いいえ

強制適用事業所とはなりません。次の選択が可能です。
・市町村国保又は税理士国保
・協会けんぽ（従業員のみ）

はい

雇用している勤務税理士・従業員の方は現在、①～③のどちらの健康保険にご加入ですか？

① 税理士国保に加入している

↓ 未適用事業所

令和4年10月1日以降次の手続きが必要です。

- ・新規適用申請
 - ・健康保険適用除外承認申請
 - ・厚生年金新規適用届
- いずれも、管轄の年金事務所へ5日以内の届出

※税理士国保組合に加入継続するために必要な手続きです。

既に任意適用事業所として適用している事務所においては、手続き不要となります。

② 市町村国保に加入している

令和4年10月1日以降、協会けんぽ・厚生年金適用【従業員】

税理士国保組合を選択しますか？【従業員】

はい

③ 協会けんぽに加入している

手続きは必要ありませんが、令和4年10月1日以前であれば、税理士国保の選択も可能です。

令和4年10月1日以降は選択不可【強制適用事業所】

いいえ
令和4年10月1日以降「協会けんぽ・厚生年金」の加入となります。

令和4年10月1日までに税理士国保組合の加入手続きが必要となります。
また、令和4年10月1日以降に「健康保険適用除外承認申請」手続きが必要となります。

重要

- ・従業員のご加入には事業主（事務所代表者）の加入が必要となります。
- ・現在、任意適用事業所として、税理士国保・厚生年金に加入している事務所については手続き不要となります。